

平成26年度

北海道障がい者条例に関する  
施策の推進状況

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

## 北海道障がい者条例による取組の概要

### ○ 推進本部

#### ■ 推進本部会議の開催

知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行う。

#### ■ 調査部会の開催

地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

### ○ 条例の広報

■ 条例の理念や施策内容について広く道民に周知

### ◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

#### 1 権利擁護の推進

■ 虐待や差別等の解消

■ 障がいや障がい者に対する道民理解の促進

#### 2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

■ 地域づくり委員会の協議

■ 地域支援体制づくりの推進

<関連事業>

■ 入所型施設の地域生活支援型事業への転換推進

■ 障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進

#### 3 障がい者の就労支援

■ 「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく取組の推進

■ 企業等と連携した就労支援の取組の推進

■ 授産事業所等への官公需の発注促進

■ 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進

■ 授産製品の販路拡大

■ ITを活用した障がい者の在宅就業の促進



項目	主な取組内容
<p data-bbox="0 466 35 642" style="writing-mode: vertical-rl;">推進本部</p> <p data-bbox="57 217 349 300">■推進本部会議の開催</p> <p data-bbox="57 600 349 642">■調査部会等の開催</p>	<p data-bbox="378 217 1363 300">1 知事を本部長とする推進本部会議を開催し、推進状況の報告及び今後の取組方針等について協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="406 331 1363 528">○ 開催月日：平成26年6月13日        主な議題：・平成25年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について        ・平成26年度北海道障がい者条例の取組方針案について</li> </ul> <p data-bbox="378 600 1249 642">2 調査部会を開催し、情報交換や地域課題の協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="406 673 1335 797">○ 開催月日：平成26年6月13日        主な議題：オホーツク圏地域づくり委員会から審議の求めのあった個別事案について 等</li> </ul>

項目	主な取組内容
<p data-bbox="0 1419 35 1647" style="writing-mode: vertical-rl;">条例の広報</p> <p data-bbox="57 1118 349 1232">■条例の理念や施策内容について、広く道民に周知</p>	<p data-bbox="378 1118 1392 1191">1 相談支援に関する研修会などにおいて、道職員により条例の説明を行う出前講座等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="406 1232 921 1274">○ 実施回数：出前講座等 35回</li> </ul> <p data-bbox="378 1346 1392 1460">2 条例の内容を解説したパネル、障がいに配慮した接し方などについてのDVDを団体、福祉事業所、市町村等に貸し出し、住民向け学習会や行事等で活用。</p> <p data-bbox="378 1533 1392 1616">3 条例の「3つの柱」について、わかりやすく説明したパンフレット（「わかりやすい北海道障がい者条例」）を会議等の場で配布。</p>

## 項目

## 主な取組内容

### ■虐待や差別等の解消

1 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立の事案の協議など。

○ 地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 17件

○ 申立事案の例

- ・ 車いすを利用している障がいのある方が、スーパーを利用する際、買い物袋への商品の詰め入れや、支払いをする際の手助けなどの配慮がなく、買い物ができない。

2 北海道障がい者権利擁護センターの相談等対応状況

○ センターへの相談・照会件数 86件  
(うち虐待相談 18件)

○ 虐待相談の区分別状況：

養護者	4件
施設従事者	10件
使用者	1件
養護者・施設従事者	1件
施設従事者・使用者	2件

○ 虐待相談の種別・類型別状況：

身体的虐待	5件
性的虐待	2件
心理的虐待	11件
放棄・放任	7件
経済的虐待	4件

(重複あり)

### ■障がいや障がい者に対する道民理解の促進

3 障害者虐待防止法を障がいのある方にもわかりやすいように、文字を少なくしたり絵を多用したパンフレットを作成し、障がい福祉関係団体や障害福祉サービス事業所が実施する研修等で配布。

4 障がいに配慮した接し方などについてのDVDを学校等に貸し出すとともに、動画をホームページに掲載。

5 障害者差別解消法についてわかりやすく説明したオリジナルのパンフレットを作成し、市町村、障がい福祉関係団体等に配布。  
(新規)

## 項目

## 主な取組内容

■ 地域づくり委員会の協議

■ 地域支援体制づくりの推進

< 関連事業 >

■ 障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進

1 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立のあった事案や地域課題を協議。

○ 地域づくり委員会の開催回数：14圏域合計 39回

2 総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、相談支援体制づくり等の市町村の取組を支援。

3 障がい者、高齢者、子どもに対し、一体的にサービス等を行う事業の拠点となる多様な施設の整備を進める市町村の共生型基盤整備を支援。

(8市町 9か所)

○ 共生型基盤整備の事例

・ 上富良野町

高齢者や障がい者の生きがいや生活の支えとすることを目的に、児童や地域の住民と交流できる日中活動の場と、地元農産物などの加工品や災害時用の備蓄食料品を製造する就労施設を一体的に整備。

・ 足寄町

高齢者、障がい者、近隣の保育園児、地域住民、ボランティア等が集い、交流するイベントの開催や、農産物の選果など就労活動など、高齢者の介護予防・生きがいづくり事業を行う場を整備。

## 項目

## 主な取組内容

■ 「障がい者就労支援推進計画」に基づく取組の推進

■ 企業等と連携した就労支援の取組の推進

■ 授産事業所等への官公需の発注促進

■ 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進

■ 授産製品の販路拡大

- 1 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員会」の御意見を伺いながら、「第3期障がい者就労支援推進計画（北海道働く障がい者応援プラン・第Ⅲ章）」（平成27年度～平成29年度）を策定し、関係機関と連携しながら取組を推進。（委員会3回、部会2回開催）
- 2 「障がい者就労支援企業認証制度」に基づき、156社を認証。障がい者の就労を応援する企業を登録する制度（アクション）に基づき、520企業、70市町村を登録。（平成27年3月31日現在）
- 3 特定随意契約制度を活用するなどして、道及び市町村等による授産事業所への優先的な発注を促進。  
（道の障害者就労施設等からの物品等の調達実績：  
640件 95,789千円）
- 4 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホームページ（ナイスハートネット北海道）などを活用した、企業の仕事を授産事業所につなぐ共同受注や、専門家派遣による商品開発の技術指導を実施。  
企業と授産事業所の商談成約件数：96件
- 5 大型商業施設での授産製品販売やコンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログでの授産製品取扱（道と民間企業等との包括連携協定事業）のほか、赤れんが庁舎売店を活用した授産製品販売コーナーなどの設置。
  - アリオ札幌店及びイオン釧路昭和店・苫小牧店・帯広店：毎月2日間開催
  - セイコーマートギフトカタログでの取扱：通年
  - 北海道カフェの運営（11/7～12/5：土日を除く21日間）  
障がい者雇用：7名、来店者：1,918名、売上：597千円
- 6 販売のプロからなるネットワークを活用し、授産事業所の製品磨き上げ及び販売手法向上の支援により、授産製品の品質向上及び販路拡大を図る。
  - 参加事業所数：12事業所、実践販売会開催回数：7回、  
売り上げ：3,022千円

表 1

## 平成26年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況について

## 1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位:件数)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立等 受付件数	17		
申立書受理	5	協議終了	1
		地域づくり委員会での協議中	4
		相手方への調査結果を申立人に伝えたと ころ、委員会の協議に至らず終了	0
		事情の変更により終結	0
		地域づくり委員会の協議に向け開催準備中	0
相談のみ	12	相談者への説明・助言による終了	10
		他の相談専門機関等の紹介による終了	2
		相談取下げ	0
		相談継続中	0

## 2 圏域別受付状況

(単位:件数)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	桧山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
申立書受理			2									1			3
相談のみ	1	3		2					2					1	9
合計	1	3	2	2	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	12

## 3 障がい種別別受付状況

(単位:件数)

障がい種別	身体障がい							知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	合計
	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい	その他	不明	計						
申立書受理	1		1				2		1				3
相談のみ		1					2	3	2	5			10
合計	1	1	1	0	0	2	5	2	6	0	0	0	13

※重複あり

## 4 申立・相談分野別受付状況

(単位:件数)

分野	生活	制度	虐待	就労	行政	交通	教育	医療	合計
申立書受理	0	0	0	0	1	2	0	0	3
身体障がい						2			2
知的障がい									0
精神障がい						1			1
発達障がい									0
不明・その他									0
相談のみ	7	1	1	1	0	0	0	1	11
身体障がい	2	1		1					4
知的障がい	2								2
精神障がい	3		1					1	5
発達障がい									0
不明・その他									0
合計	7	1	1	1	1	2	0	1	14
身体障がい	2	1	0	1	0	2	0	0	6
知的障がい	2	0	0	0	0	0	0	0	2
精神障がい	3	0	1	0	1	0	0	1	6
発達障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※重複あり

4 協議申立書の提出があった主な事案の概要

分野	圏域名	申立の概要等	主な対応
生活	上川	<p>&lt;申立人&gt; 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p>&lt;申立の概要&gt; セルフスタンドで給油する際、障がい者でも利用しやすいように、対応面での配慮をお願いしたい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会において継続協議中。</p> <p>[継続]</p>
交通	後志	<p>&lt;申立人&gt; 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p>&lt;申立の概要&gt; ①信号機の押しボタンの位置が高く、道路側を向いているので押しにくい、ボタンの位置を下げ、歩道に向けて欲しい。 ②滑り止め砂箱が信号機の押しボタンの真横にあり、ボタンが押せない、移動させて欲しい。 ③通行量の多い交差点に信号機がないので、設置して欲しい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会において継続協議中。</p> <p>[継続]</p>
交通	後志	<p>&lt;申立人&gt; 身体障がい者(視覚障がい)</p> <p>&lt;申立の概要&gt; 交差点を渡るとき、車が来ていないか不安なので、音響付き信号機を設置して欲しい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会において継続協議中。</p> <p>[継続]</p>
行政	十勝	<p>&lt;申立人&gt; 精神障がい者</p> <p>&lt;申立の概要&gt; 行政機関が個人情報の不適切な取扱いを行ったので、改善して欲しい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会において継続協議中。</p> <p>[継続]</p>
生活	上川	<p>&lt;申立人&gt; 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p>&lt;申立の概要&gt; 障がい者が買い物する際、買い物袋への商品の詰め入れ、支払時の手助け、偏見のない親切な応対などについて配慮願いたい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会における協議の結果、店舗従業者との懇談会を2回開催し、その結果をまとめた文書を主要スーパーに送付し、買い物しやすい環境づくりへの協力を依頼するとともに、今後も懇談会を継続実施することを申立人に説明し、了解を得て、協議・あっせんを終了した。</p> <p>[協議終了]</p>

申立事案の分野別処理状況

分野	処理状況				合計
	協議終了	協議継続中	調査結果などを申立人に伝えたと ころ、委員会の協議 に至らず終了	状況の変化による 申立事案の消滅に より終了	
生活	1	1			2
行政		1			1
教育					0
交通		2			2
合計	1	4	0	0	5

表 2

## 平成26年度北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

## 1 虐待相談件数

18件

## (1) 被虐待者の障がい種別別 (単位：件)

身体障がい	1
知的障がい	7
精神障がい	3
発達障がい	1
身体・知的障がい	2
身体、精神障がい	1
知的、精神、発達障がい	1
不明	2
合 計	18

## (2) 虐待相談の区分別 (単位：件)

		虐待相談の区分					合計
		養護者	従事者	使用者	養護者・従事者	従事者・使用者	
被虐待者の障がい種別	身体障がい		1				1
	知的障がい	1	5	1			7
	精神障がい		1			2	3
	発達障がい				1		1
	身体・知的障がい	1	1				2
	身体、精神	1					1
	知的、精神、発達障がい	1					1
	不明		2				2
合 計		4	10	1	1	2	18

## (3) 虐待相談の種別・類型別 (重複あり) (単位：件)

		虐待相談の種別・類型					合計
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	
被虐待者の障がい種別	身体障がい				1		1
	知的障がい	3		4	1	1	9
	精神障がい		1	2	3	1	7
	発達障がい				1	1	2
	身体・知的障がい	1	1	1	1	1	5
	身体、精神	1		1			2
	知的、精神、発達障がい			1			1
	不明			2			2
合 計		5	2	11	7	4	29

## 2 虐待相談以外の相談・照会件数 (単位：件)

虐待相談以外の相談	65
市町村等からの照会・相談	3
合 計	68

(参考) 「障害者虐待以外の相談」の主なもの  
医療機関への不満、市町村への苦情等

### 3 虐待相談の概要

No.	区分	種別・類型	被虐待者の障がい種別	事案の概要	センターの対応
1	養護者	放棄・放任、経済的	知的、精神	障がい者がアルバイトしているにもかかわらず、通院に必要な金銭を所持しておらず、養護者による金銭搾取が疑われる。障がい者が通院に必要な状態であるにもかかわらず、通院に必要な費用の負担や通院を促すなどの行為が見受けられないことから、養護者による放棄・放任が疑われる。	市町村へ通報 (法7条)
2	養護者	心理的	知的、精神、発達	養護者から生活面（部屋が汚いので片付けろなど）で怒鳴られることがあり、苦痛を感じる。数年前に養護者が経営する会社で働いたが、その際の賃金が未払いである。	市町村へ通報 (法7条)
3	養護者	身体的、心理的	身体、精神	養護者からの暴力、「ばか」「あほ」などの言葉の暴力がある。	市町村へ通報 (法7条)
4	養護者	心理的	知的	養護者から「役立たず」などの暴言がある、障がいのある家族に対し、一人で外出することを禁止している。	市町村へ通報 (法7条)
5	養護者・従事者	放棄・放任、経済的	発達	同居の養護者が、金銭的な理由により他の家族と会わせない、病院に行かせていない。従事者が架空の事業所をあっせんしている。	市町村へ通報 (法7条、16条)
6	従事者	放棄・放任	精神	事業所の他の利用者からセクハラめいた発言や、本人の障がいを軽んじるような発言がある。事業所職員には相談していない。	市町村へ通報 (法7条)
7	従事者	経済的	知的、精神	事業所から利用者への工賃支払いが滞っている。	市町村へ通報 (法16条)
8	従事者	身体的、性的、心理的	身体、知的	従事者が利用者の身体に触ったり、「50万円おろしてハワイ旅行に行くよ」と話しかけ、利用者がいやがっている。利用者が従事者から暴力を受けている。	市町村へ通報 (法16条)
9	従事者	身体的	知的	従事者が利用者の頭をげんこつで殴った。	市町村へ通報 (法16条)
10	従事者	放棄・放任	知的	従事者が、当該事業所の利用者が行方不明であるにもかかわらず、必要な対応をとっていないと思われる。	市町村へ通報 (法16条)
11	従事者	放棄・放任	身体	事業所を利用している他障がい者から言葉の暴力を受けている。従事者に相談したが、改善が図られない。まだ事業所には言わないでほしい。	振興局へ情報提供
12	従事者	心理的	不明	従事者から悪口を言われ、精神的に苦痛を受けた。	市町村へ通報 (法16条)
13	従事者	心理的	知的	従事者が、時折ヒステリックに不機嫌となり、「早く行け！」など厳しい口調での発言がある。	市町村へ通報 (法16条)
14	従事者	身体的、心理的	知的	従事者が、利用者の頭を叩くなどの暴行を行ったり、乱暴な口調で命令したり、「ばか」「あほ」などの暴言がある。	市町村へ通報 (法16条)
15	従事者	心理的	不明	従事者が、人権侵害や雑な支援をしていると思われる。	振興局へ事実確認依頼
16	従事者、使用者	性的、心理的、放棄・放任、経済的	精神	従事者から、てんかんの発作が起きても気づかないふりをされた。賃金が最低賃金未満である。従事者から、「〇〇さん（異性の利用者）とできているだろう」、「フタ」、「デブ」、「くさい」などと言われる。	市町村へ通報 (法16条) 労働局へ報告 (法24条)
17	従事者、使用者	心理的、放棄・放任	精神	従事者から「死ぬ」「なんで仕事ができないんだ」などの暴言があったり、無視されている障がい者がいる。管理者などに相談しているが改善策がとられていない可能性がある。	市町村へ通報 (法16条) 労働局へ報告 (法24条)
18	使用者	身体的、心理的	知的	就労先の使用者から、暴行、暴言を受けている。	労働局へ報告 (法24条)

表 3 平成26年度 地域づくり委員会の開催回数及び協議を行った地域課題

振興局	開催回数	地域課題
空知	2	地域自立支援協議会の活性化について 指定特定相談支援事業所の設置状況について
石狩	3	障害者差別解消法の施行に向けて
後志	4	学校との連携について(発達障がいに関する関係機関の連携について) 相談対応について(相談窓口の周知について、地域づくり委員会の周知について)
胆振	1	障がい者への災害時の支援について
日高	2	災害による障がい者の避難方法と生活を考える 重症心身障害児(者)の地域生活状況と将来を考える
渡島	3	障がい者が暮らしやすい地域における支援体制づくりについて 自立支援協議会の活性化について 相談支援体制について
檜山	2	檜山における支援と相談の場について
上川	4	児童の教育を受ける環境について(教育と連携)
留萌	2	障がい者への理解促進について 相談支援体制の充実・強化について 就労支援体制について 障がい(児)者支援機関及び事業者等のネットワーク整備について
宗谷	3	地域自立支援協議会の設置・運営について コミュニケーション支援について 就労支援について 相談支援体制の充実・強化について
オホーツク	4	交流の場・地域の理解・就労機会
十勝	5	利用しやすい相談窓口の整備・広報 相談機関等の連携体制の構築 地域での障がいへの理解の促進
釧路	2	地域での暮らしづらさなどについて
根室	2	地域相談支援体制 地域相談支援体制(サービス等利用計画の作成体制)
合計	39	

※「開催回数」欄は、申立事案についての協議を含めた平成26年度の総開催回数。

## 北海道障がい者条例第2章に関連する主な施策の概要

項目	施策等の名称	取組の概要	所管部局名
第9条 関係法令等との 調和	○障害者就業・生活支援センターの設置促進	■障害者雇用促進法に基づき、道内11ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。	経済部
	○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	■障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。	経済部
	○第4期北海道障がい福祉計画の策定	■障害者総合支援法に基づき、平成27～29年度を期間とする第4期北海道障がい福祉計画を策定した。	保健福祉部
第10条 道民等の理解 の促進	○障がい者条例に係る普及啓発事業	■地域づくり委員会の活用促進のため、各種会議等における条例の概要説明や条例の理念等を説明したパネル展を開催した。	保健福祉部
	○就労支援に関する普及啓発	■道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。 ■一般道民に対し、障がい者就労について理解を得るためのチラシを作成し、配布した。 ■申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者就労支援ロゴマーク」を配布し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を行った。 ■振興局、関係機関等に対し、DVD「北海道障がい者雇用最前線」を配布し、各種会議等での活用等により障がい者雇用に対する理解の促進を図った。 ■道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクション及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表し、障がい者の就労支援に関する理解の促進を図った。 ■道本庁舎及び赤れんが庁舎前庭を活用し、期間限定で障がい者就労カフェを試行的に運営し、運営方法、効果等を検証した。	保健福祉部
	○障がい者の権利擁護等に係る啓発事業 (地域人権啓発活動活性化事業)	■障がい者に対する差別、虐待等権利擁護に関するパンフレットを作成し、市町村など関係機関に配布することにより、障がい者の権利擁護の取組について普及啓発を図った。	保健福祉部
	○地域インフォーマルサポート体制づくり支援事業 (緊急雇用創出事業－地域人づくり事業)	■障がい児者が安心して地域で暮らすため、除雪、草刈り等のインフォーマルサービス(制度外支援)の整備を目的としたモデル事業により、インフォーマルサービスの提供を道内3箇所で行った。 ■社会参加や就労を希望しているが、地域とつながりにくい障がい者や引きこもりの方等をサービス等の担い手として活用するための人材育成を行った。	保健福祉部
第11条 企業等の取組 の支援	○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	■保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を試行的に実施した。 ■経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、障がい者雇用事業所に配慮した企業に対しての優遇措置を行った。	保健福祉部 経済部
	○障がい者雇用促進サポーター事業	■道内の民間企業等における障がい者の雇用を促進するため、「障がい者就業・生活支援センター」に障がい者雇用促進サポーターを配置し、企業等を対象とした説明会の開催のほか、職場実習(雇用体験)受入企業を開拓するとともに、企業に対する就業環境の整備等に関するアドバイスなどを行った。	経済部
	○民間企業等との協働事業	■大型商業施設(アリオ札幌・イオン釧路昭和店、苫小牧店、帯広店)での授産製品販売及びコンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログでの授産製品取り扱いや赤れんが庁舎売店に常設の授産製品販売コーナーを設置し、授産製品の販路拡大などを行った。 ■販売のプロからなるネットワークを活用し、授産事業所の製品磨き上げ及び販売手法向上を支援した。	保健福祉部

項目	施策等の名称	取組の概要	所管部局名
第11条 企業等の取組 の支援	○企業等の取組支援	<p>■障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施し、授産事業所等の販路の確保を推進した。</p> <p>■認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札を実施した。</p> <p>■就労移行支援事業所のサービスの質向上を図るため、自己評価及び研修体系の在り方についてワーキングを設置し検討を実施した。また、就労移行支援事業所職員の企業へのアプローチノウハウなど就労支援のスキルアップを図るため、道内各地で研修を開催した。</p> <p>■全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行った。</p>	保健福祉部
	○優先調達の推進	<p>■授産事業所等への官公需の発注促進のため、条例推進本部幹事会等を活用するなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。</p>	保健福祉部
第12条 医療とリハビリ テーションの確 保	○北海道病院事業	<p>■精神医療 道立病院として精神科病院における圏域の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心に担う高規格の精神科専門病棟として、平成27年3月からスーパー救急病棟の運用を開始した。 緑ヶ丘病院 168床 向陽ヶ丘病院 146床</p> <p>■精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。</p> <p>■児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療に取り組むとともに、向陽ヶ丘病院においては、児童・思春期の患者に対応するほか、発達外来を開設し、オホーツク管内から緑ヶ丘病院に通院している患者のうち、状態が安定している患者を対象に月2回治療教育を実施した。</p> <p>■小児高度専門医療：子ども総合医療・療育センター 小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。</p>	保健福祉部
	○身体障害者扶助費(更生医療)	<p>■市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障がい者福祉の向上を図った。</p>	保健福祉部
第13条 移動手段の確 保	○バス利用促進等総合対策事業費補助金	<p>■高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対する助成を行った。</p>	総合政策部
	○交通安全施設等整備事業	<p>■歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。</p>	建設部
	○市町村地域生活支援事業(移動支援事業)	<p>■屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。</p>	保健福祉部
	○障害者社会参加総合推進事業	<p>■盲ろう者通訳・介助員派遣事業 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時等移動等の際に支援を行う介助員を派遣した。</p>	保健福祉部
	○身体障害者補助犬育成事業費補助金	<p>■北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。</p>	保健福祉部
第14条 切れ目のない 支援	○特別支援教育総合推進事業	<p>■文部科学省の補助を受け、各教育局において特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等に取り組んだほか、「特別支援教育基本セミナー」等を開催し、個別の教育支援計画の活用と関係機関の連携推進について研修を行った。</p>	教育庁
	○障がい児等支援体制整備事業(市町村体制整備事業)	<p>■発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域で適切な相談支援や療育を受けることができるよう、市町村が指定する発達支援センターに対し、必要な専門的支援を行った。</p>	保健福祉部

項目	施策等の名称	取組の概要	所管部局名
第15条 保健・福祉及び 教育との連携	○私立幼稚園管理運営対策費補助金	■特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行った。	総務部
	○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業	■特別支援学校に在籍し「医療的ケア」が必要な幼児児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会を実施した。	教育庁
	○放課後児童対策等事業費補助金（放課後児童クラブ支援事業）	■放課後児童健全育成事業を実施する施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や障がい児受入のための指導員の確保等を行う事業に対し助成を行った。	保健福祉部
第16条 高齢者施策等との 連携	○公営住宅整備事業	■北海道住生活基本計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備を行った。	建設部
	○すべての人にやさしいまちづくり推進事業	■高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、すべての人々にとって利用しやすい建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行った。	保健福祉部
	○市民後見人養成等推進事業	■市町村との共催による市民後見人養成研修を実施するとともに、市町村に対し市民後見に係るノウハウを有する専門家による相談支援を行った。	保健福祉部
	○共生型基盤整備事業	■市町村が実施する、障がい者、高齢者、児童などに一体的にサービス等を提供する拠点施設の整備に対する助成の活用を促進した。	保健福祉部
第17条 障がい者の家 族に対する配慮	○児童家庭支援センター運営事業	■地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。	保健福祉部
	○発達障害者支援センター運営事業	■発達障害者支援（地域）センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。	保健福祉部
	○精神障がい者家族相談員設置事業	■精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行った。	保健福祉部
第18条 地域間格差の 是正等	○人材育成対策費	■社会福祉関係職員の研修や福祉職場の就労希望者への相談や就労斡旋、その他福祉・介護分野の人材確保、養成を図るための事業を行った。	保健福祉部
	○障がい福祉計画等圏域連絡協議会	■21障がい福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、市町村障害福祉計画の推進調整や障害福祉サービス等の調整に関する協議を行った。	保健福祉部